

## 中小企業支援

申請先・問い合わせ 企業誘致商工振興課 (☎ 8276) 県産業部事業者復興支援室 (☎ 086-226-7925) グループ補助金のみ

**◆総社市被災中小企業融資支援補助金**  
**対象** 平成30年7月豪雨で被災した中小企業者などが、事業の復旧のために金融機関から融資を受けた場合に、自己負担となる利子と信用保証料の一部を補助します。  
 以下の要件を全て満たしていること  
 ・被害を受けた市内の中小企業者と小規模事業者  
 ・市税を完納していること  
**対象となる融資** 被害を受けた中小企業者などを対象として金融機関が行う融資であること  
 資金使途が設備資金か運転資金であること  
 岡山県信用保証協会からの保証付き融資であること  
**補助内容** 対象となる融資を受け、7月5日から2021年3月31日までに支払った利子と信用保証料について、1年度あたり30万円を上限に補助

対象期間	補助額
2018年7月5日から2019年3月31日まで	最大30万円 (対象期間中に支払った利子と信用保証料)
2019年4月1日から2020年3月31日まで	
2020年4月1日から2021年3月31日まで	

※1事業所あたり3年間で最大90万円の補助  
 ※1年度中に支払った利子と信用保証料の額が30万円に満たない場合は、全額を補助  
 ※延滞利子については、対象外  
 ※事業所を市外に移転した場合や事業を廃止した場合、その日以降に支払った利子と保証料は対象外

**◆総社市被災中小企業移転支援補助金**  
**対象** 平成30年7月豪雨で被災した中小企業者などが、市内の空き店舗などを改修して新たに店舗を構えて事業を再開する場合に、その経費の一部を補助します。  
 以下の要件を全て満たしていること  
 ・被害を受けた中小企業者と小規模事業者  
 ・り災証明書の、り災の程度が「全壊」「大規模半壊」「半壊」  
 ・市内の空き店舗などを改修して新たに店舗を構え、3年以上継続する見込みのある事業を行うこと  
 ・市税を完納していること  
**補助対象経費補助金額** 空き店舗などの改修を行う経費(内外装、給排水衛生設備、電気、ガス)補助対象経費の4分の3(最大100万円)

**◆総社市被災中小企業雇用維持補助金**  
**対象** 平成30年7月豪雨災害による経済上の理由で、休業などを余儀なくされ雇用調整助成金の支給決定を受けた事業所の事業主に対し、休業手当支払金額の一部を補助します。  
 以下の要件を全て満たしていること  
 ・経済上の理由により休業などを余儀なくされた事業所の事業主であること  
 ・岡山労働局より雇用調整助成金の支給決定を受けたものであること  
 ・市税を完納していること  
**補助金額** 休業手当支払金額から雇用調整助成金支給額を控除した額の2分の1以内(休業手当支払金額の10分の1相当)  
 ※補助金の算定にあたり用いる休業手当支払金額には上限あり  
 ※平成31年3月31日までに支払いのあった休業手当が対象

**◆中小企業等グループ補助金**  
**対象** 中小企業などがグループを形成して「復興事業計画」を策定し県の認定を受けた場合、そのグループに参加する事業者が行う施設復旧などの費用の一部を支援します。  
 ・被害を受けた中小企業者、中小企業事業協同組合など  
 ※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要  
**補助割合** 中小企業者などが4分の3、中堅企業などが2分の1  
**対象費目** 施設、設備の復旧費用など

## 被災家屋などの解体・撤去

申請先・問い合わせ 復興対策本部家屋解体チーム (☎ 8587) 下原地区 (☎ 080-2300-3770)、昭和地区 (☎ 090-3585-0753)

平成30年7月豪雨で半壊以上の被害を受けた市内の家屋(倉庫などを含む)を、申請により災害廃棄物として解体・撤去することができます。被災者生活再建支援制度との併用が可能です。

<b>解体・撤去の対象</b>	地上の建物部分と基礎部分 ※一部解体とリフォームは対象外 ※建物内の残置ごみ(雑誌、生ごみ、衣類など)は、事前に処分してください。ライフライン(電気、水道、ガス、電話など)の停止手続きは各自で行ってください
<b>◆公費解体 必要書類など</b>	市に解体・撤去を依頼するものです。 <input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 実印と印鑑証明書 <input type="checkbox"/> り災証明書(原本) <input type="checkbox"/> 登記事項(建物)全部事項証明書(原本) <input type="checkbox"/> 身分証明書(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 建物配置図 <input type="checkbox"/> 被災状況が分かる写真 平成31年3月31日(予定) ・未登記の場合は固定資産税(評価・課税)証明書で代用可能 ・共有者・相続人などがいる場合は、所有者の同意書類などが必要 ・抵当権などが設定されている場合は、権利者の同意書類などが必要
<b>申請期限 その他</b>	
<b>◆自費解体</b>	個人が自費で解体・撤去を行い、その費用の償還を申請するものです。平成31年1月11日(金)までに解体業者と契約したものが対象です。市の基準で算定するため、全額を償還できない場合があります。 公費解体の必要書類など(被災状況が分かる写真を除く)に加え、下記のものが必要 <input type="checkbox"/> 解体前・解体中・解体後の工事写真 <input type="checkbox"/> 契約書・見積書・領収書 <input type="checkbox"/> 工事の内容が分かる内訳書 <input type="checkbox"/> 解体ごみ(産業廃棄物)の処理の仕方が分かるもの(マニフェスト) <input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳(振込口座が分かるもの) <input type="checkbox"/> 建物解体証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書 平成31年3月31日(予定) ・未登記の場合は固定資産税(評価・課税)証明書で代用可能 ・共有者・相続人などがいる場合は、所有者の同意書類などが必要 ・すでに自費で解体・撤去を行っている場合でも償還の対象
<b>必要書類など</b>	
<b>申請期限 その他</b>	

## 被災者生活再建支援制度

申請先・問い合わせ そうじや住まいの応援窓口 (☎ 080-2300-1350)

住家が全壊、大規模半壊などの大きな被害を受けた世帯で、要件に当てはまる人は、被災者生活再建支援制度を受けられます。

<b>対象</b>	・住家が全壊か大規模半壊した世帯 ・住家が半壊以上の被害を受けたか、その敷地に被害が生じ、やむを得ず住宅を解体した世帯(解体世帯) 右の表のとおり																																																
<b>支給額 必要書類など 【基礎支援金】</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①基礎支援金(被害程度)</th> <th>②加算支援金(住宅再建方法)</th> <th>合計①+②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">複数世帯</td> <td rowspan="3">全壊世帯・解体世帯 100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸※</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単数世帯</td> <td rowspan="3">大規模半壊世帯 50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸※</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単数世帯</td> <td rowspan="3">全壊世帯・解体世帯 75万円</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸※</td> <td>37.5万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">単数世帯</td> <td rowspan="3">大規模半壊世帯 37.5万円</td> <td>建設・購入</td> <td>150万円</td> <td>187.5万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>75万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> <tr> <td>賃貸※</td> <td>37.5万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> ※加算支援金(賃貸)は、「公営住宅」「民間賃貸住宅借上げ事業(みなし応急仮設住宅)」「応急仮設住宅」などによる入居は対象外 <input type="checkbox"/> り災証明書(原本) <input type="checkbox"/> 預金通帳の写し <input type="checkbox"/> 滅失登記簿謄本か解体証明書(解体世帯のみ) など <input type="checkbox"/> 契約書の写しなど	区分	①基礎支援金(被害程度)	②加算支援金(住宅再建方法)	合計①+②	複数世帯	全壊世帯・解体世帯 100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃貸※	50万円	150万円	単数世帯	大規模半壊世帯 50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃貸※	50万円	100万円	単数世帯	全壊世帯・解体世帯 75万円	建設・購入	150万円	225万円	補修	75万円	150万円	賃貸※	37.5万円	112.5万円	単数世帯	大規模半壊世帯 37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円	補修	75万円	112.5万円	賃貸※	37.5万円	75万円
区分	①基礎支援金(被害程度)	②加算支援金(住宅再建方法)	合計①+②																																														
複数世帯	全壊世帯・解体世帯 100万円	建設・購入	200万円	300万円																																													
		補修	100万円	200万円																																													
		賃貸※	50万円	150万円																																													
単数世帯	大規模半壊世帯 50万円	建設・購入	200万円	250万円																																													
		補修	100万円	150万円																																													
		賃貸※	50万円	100万円																																													
単数世帯	全壊世帯・解体世帯 75万円	建設・購入	150万円	225万円																																													
		補修	75万円	150万円																																													
		賃貸※	37.5万円	112.5万円																																													
単数世帯	大規模半壊世帯 37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円																																													
		補修	75万円	112.5万円																																													
		賃貸※	37.5万円	75万円																																													
<b>【加算支援金】</b>																																																	